



鳥栖市 ゼロ債務負担行為・余裕期間制度 実務マニュアル

発注課・財政課・契約検査課 共用版

令和8年6月

鳥栖市契約検査課

目次

はじめに	P3
用語集	P5
全体像クイックビュー	P6
第1部 制度の概要	P7
第2部 ゼロ債活用の判断基準	P10
第3部 年間スケジュールと議会对応	P12
第4部 入札・契約書類の作成	P13
第5部 余裕期間制度の詳細(3方式)	P20
第6部 前払金・保証の取扱い	P21
第7部 CORINS登録	P23
第8部 3課の役割分担と連絡体制	P25
第9部 記載例・参考書式	P26
付 表 ゼロ債発注・全工程チェックリスト	P29
改訂履歴	P30

はじめに

このマニュアルは、鳥栖市が公共工事の発注時期平準化を推進するため、ゼロ債務負担行為（以下「ゼロ債」という。）と余裕期間制度を確実に運用するための実務指針です。発注課、財政課および契約検査課の3課が連携し、このマニュアルに沿って適切な手続を行ってください。

▶このマニュアルの読み方

対象読者

- 発注課（建設課、維持管理課、都市整備課、農林課その他工事執行依頼を提出する主管課）
- 財政課（予算担当）
- 契約検査課（入札・契約担当）

★ このマニュアルの3つのキーポイント

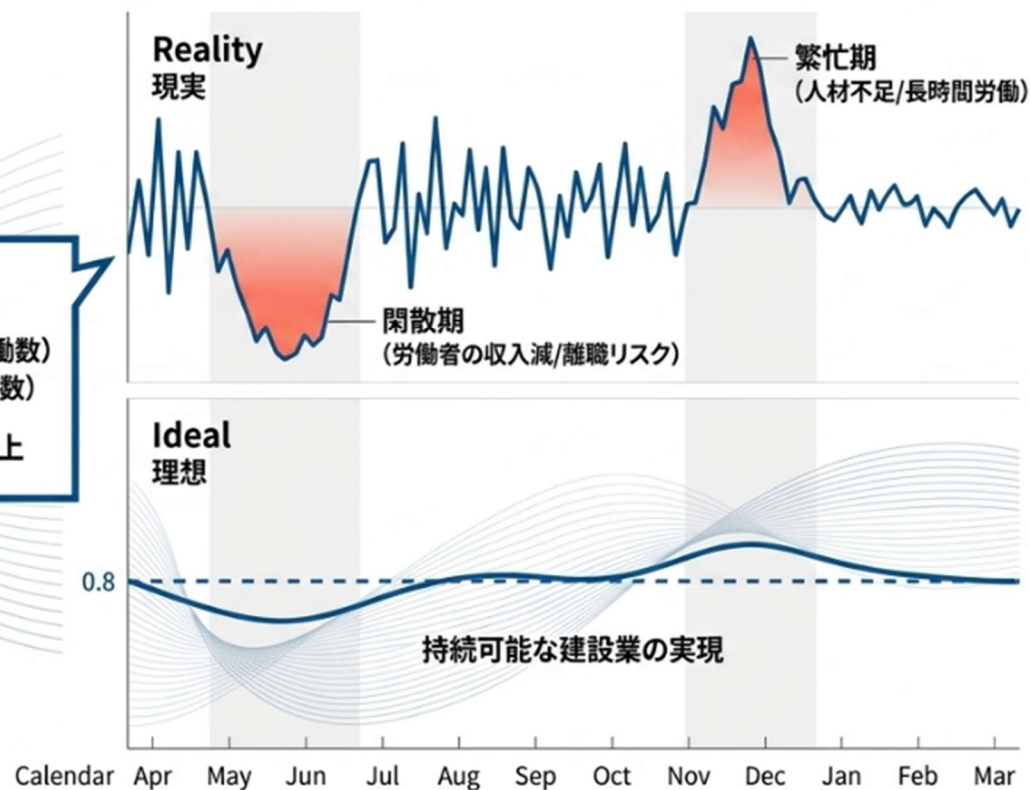
- ゼロ債は「契約の年度」と「支払の年度」を分ける仕組みです（地方自治法第214条）。
- 余裕期間制度は、「契約締結」と「実工事の着手」を分ける仕組みです（国交省通知）。
- 両者を組み合わせることで、第4四半期の工事集中を解消し、品質確保と業界の働き方改革を両立します。

なぜ今、「平準化」が急務なのか？

平準化率の定義：

(4～6月期の月平均工事稼働数)
÷ (年間の月平均工事稼働数)

国の目標値 = 0.80以上



春の
「魔の谷(閑散期)」
を埋め、
冬のピークを
削ること。
これが、地域の
建設業における
人材確保と働き方
改革を直結する
唯一の解です。

用語集

このマニュアルに頻出する用語の整理です。実務で迷ったときは、この表に立ち戻ってください。

用語	定義
ゼロ債務負担行為	n年度の支出を0円とし、当年度(n+1年度)に全額を支出することを前提に、n年度中に契約を締結する手法。地方自治法第214条の債務負担行為を活用。
余裕期間	契約締結日から実工期の始期前日までの期間。受注者が技術者・資機材を準備するための期間で、現場での工事着手は不可。
実工期	実際に工事を施工する期間(着工日～完成日)。技術者の配置義務は、この期間に発生する。
全体工期	余裕期間+実工期の合計期間。契約日に記載する「工期」はこの全体工期。
支出負担行為	地方自治法第232条の3に基づき、歳出予算に基づいて支出の原因となる行為を行うこと。ゼロ債では、翌年度4月1日以降に登録。
CORINS	工事实績情報システム(JACIC運営)。請負金額500万円以上の工事が登録対象。
発注者指定方式	余裕期間制度の3方式のひとつ。発注者が実工期の開始日を指定する方式(最も標準的)。
任意着手方式	受注者が着手期限内で始期を任意に決めることができる方式。
フレックス方式	受注者が始期と終期の両方を全体工期の範囲内で決定できる方式。
品確法	公共工事の品質確保の促進に関する法律。施工時期の平準化を発注者の責務として規定。

全体像クイックビュー

ゼロ債+余裕期間制度の年度フローを一目で把握できる図です。

詳細スケジュールは第3部、各書類の作成は第4部以降を参照してください。

▶年度フロー

n年度	n年度	n年度	n年度末	n+1年度
設計・積算 4～9月	予算編成・議決 10～12月	入札・契約 1・2月	余裕期間 契約日～3月31日	実工期(着工～完成) 4月1日以降

▶予算と契約の関係

1	債務負担行為の議決 n年度12月補正予算で議会の議決を経る。
2	入札公示・契約締結 n年度1・2月。「(ゼロ債)」を工事名に付記。
3	余裕期間(工事未着手) 契約締結日～3月31日。技術者配置不要。
4	支出負担行為の登録。 n+1年度4月1日。歳出予算が現年度化。
5	実工期開始(着工) n+1年度4月以降。前払金支払、着手届受理。

| ここがポイント

契約は「n年度」、支出は「n+1年度」、これがゼロ債の核心です。両年度をまたぐため、議会議決と支出負担行為の登録の**タイミング管理が最重要**となります。

第1部 制度の概要

1-1 ゼロ債とは

ゼロ債とは、当該年度(n年度)の支出を0円とし、翌年度(n+1年度)に全額を支出することを前提として、n年度中に入札・契約を締結させる手法です。**地方自治法第214条**の債務負担行為の枠組みを活用することで、単年度会計の原則を維持しつつ、翌年度の工事を年度内(前年度2月等)から準備・契約することが可能となります。

1-2 根拠法令一覧

区分	法令・通知名	内容・ポイント
法律	地方自治法 第214条	債務負担行為の設定根拠。事項・期間・限度額を予算に計上し、議会の議決を経る。
法律	地方自治法 第215条第4号	債務負担行為は、予算の構成要素として位置付ける。
法律	品確法 (令和元年改正)	発注者に施工時期平準化の取組を努力義務として規定
法律	品確法 (令和6年6月改正)	自治体内関係部局の連携促進・中長期発注見通しの作成公表等を発注者の責務として規定(同年6月19日施行)
通知	発注関係事務運用指針 (令和7年2月3日改定)	財政部局を含む部局連携を明文化。「地方公共団体においては、財政を担当する部局との連携により、予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定する等の取組が想定される。」
通知	「余裕期間制度の活用について」 (国交省技建管第1号、平成28年6月17日)	余裕期間制度の活用についての基本通知

1-3 平準化「さしすせそ」の位置づけ

国土交通省が提唱する平準化施策「さしすせそ」のうち、このマニュアルは「さ」と「し」を直接扱います。

記号	施策名	このマニュアルとの関係
さ	債務負担行為の活用(ゼロ債を含む)	第1部、第2部、第3部
し	柔軟な工期設定(余裕期間制度)	第5部
す	速やかな繰越手続	(別途対応)
せ	積算の前倒し	第2部
そ	早期執行の目標設定	第3部(年間スケジュール)

課題解決のツールキット： 平準化を実現する「さ・し・す」戦略

【さ】債務負担行為の活用

概要: 複数年度にわたる契約や、現年度予算を使わず翌年度から着手する契約(ゼロ債務)。

主な効果: 4～6月の完全な空白(谷)を埋める最強のツール。

【し】柔軟な工期設定

概要: 余裕期間制度等の活用。受注者が工事着手日を選択可能に。

主な効果: 人材・資材調達調整を容易にし、不調・不落を防ぐ。

【す】速やかな繰越手続

概要: 繰越明許費の活用による、年度またぎの工期確保(4～10月の初承認)。

主な効果: 年度末の不自然な工期圧迫(突貫工事)を回避。

平準化は精神論ではなく「契約手法のハック」です。
これら3つのツールを自治体の規模に合わせて組み合わせることで、必ず波は滑らかになります。

1-4 制度導入の効果

- 第4四半期(1～3月)の工事集中を解消し、施工品質を向上
- 技術者・労働者の確保に十分な準備期間を確保(余裕期間制度との組み合わせ)
- 出水期(6月～)前の完了が可能になり、災害リスクを低減
- 建設業者の経営の平準化・働き方改革(週休2日)に貢献
- 発注担当職員の事務密度を一定に保ち、ミスや談合リスクを低減

建設業者にとっての「3大メリット」



1. 閑散期の売上確保

春先の「仕事がない時期」に現場を動かせるため、年間を通じた安定的な売上とキャッシュフローの改善が見込めます。



2. 計画的な人員配置

繁忙期の工事集中が回避されるため、技術者や職人、リースの重機などを無理なく効率的に割り当てることができます。



3. 現場の働き方改革

年度末の突貫工事や長時間労働を防ぎ、現場の処遇改善や「週休2日」の実現に直結します。人材定着の強力な武器になります。

第2部 活用すべき工事の基準

2-1 活用すべき工事の基準

次のいずれかに該当する工事は、ゼロ債活用を優先的に検討してください。

判断基準	具体例	理由
出水期(6月～)前に完了が必要	河川改修、護岸工事、砂防工事、農業土木	出水期に施工が困難となる工事
年度当初から連続施工が必要な大規模工事	橋梁補修、道路改良(長期)	4月発注では工期確保が困難
技術者・資機材の確保に時間を要する専門工事	電気・機械設備工事、プレストレストコンクリート橋工事	受注者の施工準備期間が必要
冬季施工が困難な工事	法面工事、舗装工事(積雪期回避)	4月発注では冬季に施工集中
4月1日から間断なく履行が必要な委託業務	施設管理、清掃、警備	業務の空白期間を生じさせない
前年度中に設計・積算が完了している工事	補正予算対応工事等	早期入札が可能

※ 工事とは別に委託業務への適用は地方自治法第214条のみを根拠とし、余裕期間制度は適用しません。

2-2 活用しない方がよい工事

- 設計・積算が前年度中に完了しない見込みの工事
- 緊急性が高く、即時着工が必要な工事(災害復旧費等)
- ゼロ債の設定が議会承認される前に変更が生じやすい小規模工事

2-3 金額・工期の目安

請負金額

500万円～

積極的に検討

工期目安

3か月以上

短工期は通常発注

余裕期間上限

180日以内

県通知に基づく

※ 上記はあくまで目安です。工事の性質・現場条件に応じて発注課が判断してください。

2-4 選定フロー(発注課用)

Q 前年度中(4～9月)に設計・積算が完了する見込みか？	YES→次の質問へ	NO→通常発注
Q 4月着工では工期が不足するか？(出水期対応、大規模工事等)	YES→次の質問へ	NO→通常発注を検討
Q 財政課が次年度予算で当該事業を債務負担行為として計上予定か確認したか？	YES→次の質問へ	NO→財政課と協議
Q 余裕期間を設けることで受注者にメリットがある工事か？	YES→ゼロ債+余裕期間制度を併用	NO→余裕期間なしのゼロ債

第3部 年間スケジュールと議会対応

3-1 標準年間スケジュール(前年度n年度～n+1年度)

通常パターン(12月補正で議決)の標準スケジュールです。

期間	担当課	作業内容
n年度 4～6月	発注課	翌年度ゼロ債対象工事の洗い出し・設計および積算着手
n年度 7月	発注課	財政課へ翌年度ゼロ債対象工事の発注見通しを提出
n年度 7月～9月	発注課	設計および積算の完了・設計金額の確定
n年度 10～11月	財政課+発注課	次年度予算編成:ゼロ債の対象工事リストを確定
n年度 11～12月	財政課	12月補正予算案に債務負担行為を計上
n年度 12月	議会	債務負担行為の議決(12月補正予算)
n年度 1～2月	発注課+契約検査課	入札公示の準備(設計金額・特記仕様書・余裕期間設定の確認)
n年度 2～3月上旬	契約検査課	入札公示・参加申請受付
n年度 3月中旬	契約検査課	開札・落札者決定
n年度 3月下旬	発注課+契約検査課	契約締結(工期・前払金特約・予算条件特約の確認)
n年度 3月下旬	財政課	支出負担行為登録の準備(正式登録は4月1日以降)
n+1年度 4月1日	財政課	支出負担行為の正式登録
n+1年度 4月中旬まで	発注課	受注者から前払金請求書受理・保証証書確認
n+1年度 4月～	発注課	余裕期間終了・実工期開始(着手届受理)
n+1年度 工期内	発注課	中間前払金(必要時)・出来形検査・完成検査
n+1年度 完了後10日以内	発注課	CORINS竣工登録

※ 債務負担行為(地方自治法第214条:議会議決済み)に基づき、4月1日以降に支出負担行為(同法第232条の3)を行います。両者は別の行為であり、議会議決を経た債務負担行為が予算の枠を確保し、4月1日の支出負担行為で実際の支出原因が成立する、という二段階構造です。

3-2 議会スケジュールとの関係

債務負担行為は予算の構成要素であるため、必ず議会の議決が必要です。

このマニュアルのゼロ債スケジュールは12月補正予算を前提としています。9月補正等その他の補正予算対応工事については、財政課と個別協議をしてください。

議決タイミング	メリット	デメリット・留意点
12月定例会(補正予算) 対象工事:n+1年度着工工事(n年度中に入札・契約締結)	2～3月に十分な入札期間を確保できる。受注者の準備期間も長く取れる。	9月時点で設計・積算が完了していることが条件。

第4部 入札・契約書類の作成

4-1 入札公示の記載事項(ゼロ債固有部分)

【入札公示 工事名表記に関する記載例】

工事名:〇〇改良工事(ゼロ債)

【入札公示 支払条件に関する記載例】

本工事はゼロ債務負担行為による発注であり、前払金、中間前払金及び部分払の請求は、令和〇年度当初予算成立後、令和〇年4月1日以降に行うことができます。

4-2 特記仕様書への追加記載例

余裕期間の始期は、原則として契約締結日とします。全体工期は、契約締結日から実工期の終了日までの期間を指します。

(1) 余裕期間制度を適用する場合【発注者指定方式】

(余裕期間制度(発注者指定方式)対象工事)

第〇条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

- (1) 受注者は、余裕期間の間は、工事に着手してはならない。
- (2) 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者、監理技術者等を設置することを要しない。
- (3) 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、現場事務所等の設置、仮設物の設置、測量、工場製作の開始等、工事の着手を行ってはならない。
- (4) 余裕期間内に行う準備は、受注者の責めにより行うものとする。

2 契約書に記載する工期は、全体工期(余裕期間及び実工期を合計した期間をいう。)とする。なお、受注者は、契約後速やかに余裕期間を明示した工程表を提示するものとする。

3 工期の設定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実工期の始期(着工日) 令和〇年〇月〇日
- (2) 実工期の終期(完了日) 令和〇年〇月〇日
- (3) 余裕期間 令和〇年〇月〇日から実工期の始期の前日まで

4 受注者は、実工期の始期後、以下の手続を速やかに行うものとする。

- (1) 実工期の着手までに現場代理人等届出書及び経歴書を提出すること。
- (2) 工事に着手したときは、速やかに着手届を提出すること。
- (3) 施工方法が確立した時期に施工計画書を提出すること。
- (4) 実工期の始期後、10日(休日を除く。)以内にCORINS登録をすること。
- (5) 建設業退職金共済制度掛金収納届出書を速やかに提出すること。

留意事項

1 「工事の着手」の定義

工場製作も着手に含まれるため、余裕期間中に製作を始めてはならない点に注意が必要である。

2 日付の明記

発注者指定方式では、発注者があらかじめ具体的な「年月日」を指定して記載する。

3 工期の考え方

発注時の全体工期は「余裕期間+準備期間+実日数+不稼働日数+後片付け期間」で算出されている。

4 現場管理責任

余裕期間中に受注者が行う準備行為の責任は、受注者に帰属する。ただし、工事区域の安全管理、第三者対応等の現場管理責任は発注者が引き続き負う。

5 CORINS登録

技術者の従事期間は、余裕期間を含まない「工期(実工期)」をもって登録する必要がある。

(2) 余裕期間制度を適用する場合【任意着手方式】

(余裕期間制度(任意着手方式)対象工事)

第〇条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、受注者が余裕期間の間で工事の始期を任意に決めることができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により工事の始期を通知しなければならない。

- (1) 受注者は、余裕期間の間は、工事に着手してはならない。
- (2) 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者、監理技術者等を設置することを要しない。
- (3) 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、現場事務所等の設置、仮設物の設置、測量、工場製作の開始等、工事の着手を行ってはならない。
- (4) 余裕期間内に行う準備は、受注者の責めにより行うものとする。

2 契約書に記載する工期は、全体工期(余裕期間及び実工期を合計した期間をいう。)とする。なお、受注者は、契約後速やかに余裕期間を明示した工程表を提示するものとする。

3 実工期の設定は、工事の始期から〇日間とし、当該始期は、土日祝日及び12月29日から1月3日まで以外の日を選択しなければならない。この場合において、受注者は、令和〇年〇月〇日(工事着手期限)までに工事を開始しなければならない。

4 受注者は、実工期の始期後、以下の手続を速やかに行うものとする。

- (1) 実工期の着手までに現場代理人等届出書及び経歴書を提出すること。
- (2) 工事に着手したときは、速やかに着手届を提出すること。
- (3) 施工方法が確立した時期に施工計画書を提出すること。
- (4) 実工期の始期後、10日(休日を除く。)以内にCORINS登録をすること。
- (5) 建設業退職金共済制度掛金収納届出書を速やかに提出すること。

留意事項

1 実工期の維持

始期を前倒ししても実工期の日数(作業期間)は変更されない。始期を早めた日数分だけ、終期も自動的に前倒しされることになる。

2 契約上の工期

工事請負契約書に記載する工期は、余裕期間と実工期を合算した「全体工期」となる。

3 工期の考え方

発注時の全体工期は「余裕期間+準備期間+実日数+不稼働日数+後片付け期間」で算出されている。受注者は、必要な実工期を確保した上で、全体工期の範囲内で完成日を設定する。

4 CORINS登録

技術者の従事期間は、余裕期間を含まない「工期(実工期)」をもって登録する必要がある。

5 始期の決定タイミング

受注者は、契約書を提出する前までに工事の始期を決定し、発注者に申し出る必要がある。なお、終期が土日祝日及び12月29日から1月3日までになった場合、受注者は、完了届を終期の前倒しである平日の日となるように提出しなければならない。

(3) 余裕期間制度を適用する場合【フレックス方式】

フレックス方式を採用する場合、特記仕様書には受注者が工事の始期と終期の両方を決定できる旨や発注者が設定する全体工期の範囲などを記載する必要がある。

(余裕期間制度(フレックス方式)対象工事)

第〇条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により工事の始期及び終期を通知しなければならない。

- (1) 受注者は、余裕期間の間は、工事に着手してはならない。
- (2) 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者、監理技術者等を設置することを要しない。
- (3) 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、現場事務所等の設置、仮設物の設置、測量、工場製作の開始等、工事の着手を行ってはならない。
- (4) 余裕期間内に行う準備は、受注者の責めにより行うものとする。

2 契約書に記載する工期は、全体工期(余裕期間及び実工期を合計した期間をいう。)とする。なお、受注者は、契約後速やかに余裕期間を明示した工程表を提示するものとする。

3 受注者は、実工期の始期後、以下の手続を速やかに行うものとする。

- (1) 実工期の着手までに現場代理人等届出書及び経歴書を提出すること。
- (2) 工事に着手したときは、速やかに着手届を提出すること。
- (3) 施工方法が確立した時期に施工計画書を提出すること。
- (4) 実工期の始期後、10日(休日を除く。)以内にCORINS登録をすること。
- (5) 建設業退職金共済制度掛金収納届出書を速やかに提出すること。

留意事項

1 受注者の裁量

発注者指定方式や任意着手方式と異なり、終期(完成日)も受注者が選択できるのが最大の特徴である。受注者は自社の技術者の稼働状況や資機材の調達状況に最適な期間を設定できる。

2 工期の考え方

発注時の全体工期は「余裕期間+準備期間+実日数+不稼働日数+後片付け期間」で算出されている。受注者は、必要な実工期を確保した上で、全体工期の範囲内で完成日を設定する。

3 CORINS登録

技術者の従事期間は、余裕期間を含まない「工期(実工期)」をもって登録する必要がある。

4 始期の決定タイミング

受注者は、契約書を提出する前までに工事の始期を決定し、発注者に申し出る必要がある。なお、終期が土日祝日及び12月29日から1月3日までになった場合、受注者は、完了届を終期の前倒しである平日の日となるように提出しなければならない。

4-3 契約書への追加特約条項例

(前払金支払時期の特約)

第〇条 本契約に基づく前払金、中間前払金及び部分払の請求は、令和〇年4月1日以降に行うことができる。この場合において、受注者は、同日以降に前払金保証証書を請求書と同時に提出しなければならない。

4-4 契約書記載事項チェックリスト

項目	記載内容・確認事項	確認
工事名	「(ゼロ債)」を付記	☐
工期(全体工期)	令和〇年〇月〇日～完了日(余裕期間を含む)	☐
余裕期間	開始日・終了日を明記	☐
実工期	工事着手日～完了日	☐
前払金支払時期	4月1日以降に請求可能な旨	☐
保証証書提出時期	4月1日以降・請求時同時提出	☐
CORINS登録条項	実工期のみ技術者従事期間として登録	☐

第5部 余裕期間制度の詳細

5-1 3方式の概要比較

3方式は、いずれもゼロ債との組み合わせが可能です。初期導入時は発注者指定方式を標準とし、慣熟後に他方式に拡大します。

方式	特徴	発注者の指定内容	受注者の自由度	推奨用途
発注者指定方式	工事始期を発注者が指定	余裕期間の終了日(実工期の開始日)を指定	始期は選べない	ゼロ債との組み合わせ(最も一般的)
任意着手方式	受注者が着手期限内で始期を選択	工事始期の最終期限のみ指定	始期を自由に選べる	技術者調整が必要な工事
フレックス方式	受注者が全工期内で始期・終期を設定	全体工期(最長上限)のみ提示	始期・終期ともに選べる	工場製作含む工事、新技術適用工事

5-2 方式選定フロー

1	ゼロ債工事であり、4月着工日を固定したいか？ →YES:発注者指定方式を選択 →NO:STEP2へ
2	受注者に技術者の都合に応じた着工日の選択を認めるか？ →YES:任意着手方式を選択 →NO(工場製作等で全体工期が柔軟でよい):フレックス方式を選択

※ 初期導入時の推奨

ゼロ債導入初年度は、「発注者指定方式」のみで運用し、慣熟後に任意着手・フレックス方式の適用を拡大する。

5-3 余裕期間中に「できること」、「できないこと」

区分	内容
できること (準備行為)	下請契約の締結、資材・資機材の発注(現場外での確保)、施工計画の検討・策定。測量・試験は特記仕様書による発注者許可を得た場合のみ可。
できないこと (工事着手行為)	現場事務所の設置、現場への資材搬入、支障物件撤去、仮設物の設置、掘削等の実作業、CORINS技術者従事期間の開始
技術者の配置	余裕期間中は主任技術者・監理技術者・現場代理人の配置不要(実工期開始前日までに通知書提出が必要)

※ 余裕期間中に市が行うべき近隣協議、現場管理等は、発注者の責任で実施し、受注者に委ねないでください。

第6部 前払金・保証の取扱い

6-1 ゼロ債における前払金の取扱原則

ゼロ債工事では、n年度(前年度3月)に契約を締結しても、前払金の支払いはn+1年度(4月1日)以降となります。受注者の資金繰りへの配慮として、以下の制度で対応します。

区分	通常工事	ゼロ債工事
前払金の請求時期	契約締結後いつでも	n+1年度4月1日以降
前払金保証証書の提出	請求と同時	4月1日以降・請求と同時
中間前払金の認定申請	①工期2分の1経過後 ②出来高が請負金額の2分の1以上かつ工事の進捗が工程表に概ね沿っている	①余裕期間を除く実工期の2分の1経過後 ②出来高が請負金額の2分の1以上かつ工事の進捗が工程表に概ね沿っている
部分払の請求	出来形確認後	4月1日以降(約款第41条準用)
保証期間の始期	契約締結後	契約締結後(余裕期間+実工期)

6-2 ゼロ債金融保証制度(国交省)

国土交通省は平成29年度に「ゼロ債金融保証制度」を創設しました。受注者がn年度末(3月)に資金繰りに活用できます。

項目	内容
制度の仕組み	翌年度に支出予定の前払金額の範囲内で、保証会社が金融機関への融資を100%保証
保証料率	保証金額に対し日歩3厘(年利約1.1%)+金融機関貸出利息
担当保証会社	西日本建設業保証株式会社佐賀支店 ※所定の保証会社であれば可
除外対象	低入札価格調査対象工事は対象外
鳥栖市の対応	受注者向け説明資料に制度の存在を明記し、保証会社への相談を促す

※ 詳細・最新情報は西日本建設業保証株式会社佐賀支店(0952-22-0335)に確認してください。

早期着工の資金繰りを支える「金融保証制度」

4月からの即着工に向けて、3月中に資機材の調達や前払いが必要な場合、資金調達のサポートが受けられます。



6-3 前払金率・中間前払金の計算

前払金率・部分払の計算は、鳥栖市契約事務規則第38条、第39条に基づきます。ゼロ債工事では「契約金額」を各年度出来高予定額で読み替えて計算します(約款第40条準用)。

支払区分	計算の基礎	留意点
前払金(率)	翌年度出来高予定額の40%以内	当初契約金額ではなく年度出来高予定額で計算
中間前払金(率)	翌年度出来高予定額の20%以内	認定申請は余裕期間を除く実工期の2分の1経過後
部分払	既済出来形確認後	既施工分から前払金相当額を控除して計算

※ このマニュアルは、単年度完了工事を前提としています。複数年度にわたる工事については財政課と個別協議を実施してください。

第7部 CORINS登録

7-1 CORINSとゼロ債・余裕期間制度の関係

CORINS(工事实績情報システム、JACIC運営)への登録誤りは、受注者の入札参加資格審査や技術者の施工実績証明に影響します。正確な登録指導が不可欠です。CORINSへの登録は、請負金額500万円以上の工事が対象となります。委託業務は対象外です。

7-2 登録ルール一覧

登録項目	登録内容	留意点
受注登録(締め切り)	契約締結後10日以内(土日祝除く)	ゼロ債でも通常どおり10日以内
工期欄	余裕期間を含む全体工期(契約工期)	余裕期間を含めた全体工期を入力
実施工期欄	余裕期間を除く実際の工事期間	着工日～完了予定日を入力
配置技術者の従事期間	余裕期間を除く実工期のみ	余裕期間中は技術者配置不要なため参入しない
変更登録	契約変更の都度10日以内	工期延長・金額変更等は速やかに変更登録
竣工登録	工事完成後10日以内	実施工期の終了日で登録
訂正登録	入力誤り判明時	発注者(市)から受注者に訂正を指示できる

7-3 受注者への指導事項

【特記仕様書または説明会での周知事項】

- (1) CORINS受注登録は契約締結後10日以内に行うこと。
- (2) 工期欄: 余裕期間を含む全体工期(契約書記載の工期と一致させること)
例: 令和○年3月○日～令和○年○月○日
- (3) 実施工期欄: 余裕期間を含まない実際の着工日～完了日
例: 令和○年4月○日～令和○年○月○日
- (4) 配置技術者の従事期間: 実施工期欄の期間と同一にすること。
(余裕期間中の技術者従事実績として計上しないこと。)
- (5) 登録内容に疑義がある場合は発注課(担当者)に事前確認すること。
- (6) CORINS竣工登録は、工事完成検査合格後10日以内に行うこと。

※ CORINS登録の誤りが判明した場合、発注者から受注者に訂正を指示します。受注者が従わない場合は、次回入札の参加資格審査において不利な扱いとなる可能性があることも周知してください。

第8部 3課の役割分担と連絡体制

8-1 業務フェーズ別役割分担表

業務フェーズ	財政課	発注課	契約検査課
①対象工事の選定 (n年4～6月)	事業費確保の見通し連絡	◎主体:工事の洗い出し・設計着手	助言・相談対応
②予算計上・議決 (n年11～12月)	◎主体:債務負担行為の予算計上	設計金額・工事概要の提供	入札スケジュールの助言
③入札公示 (n+1年1～2月)	予算計上内容の確認	設計書・特記仕様書の最終確認	◎主体:公示文案作成・審査・公示
④落札・契約 (n+1年3月)	債務負担行為の適正執行確認	技術的仕様の最終調整	◎主体:入札執行・落札決定
⑤歳出予算現年度化 (n+1年4月1日)	◎主体:支出負担行為の登録	着手前の受注者対応窓口	前払金処理の準備
⑥前払金支払 (n+1年4月中)	予算残高の確認	◎主体:保証証書確認・前払金処理	
⑦工事監督・中間検査	(関与なし)	◎主体:現場確認・進捗管理	抜き打ち検査(必要時)
⑧完成検査・CORINS竣工登録	(関与なし)	◎主体:完成確認・CORINS竣工登録	◎主体:完了検査

8-2 問い合わせ先・相談窓口

相談内容	担当窓口	連絡先
債務負担行為の予算計上	財政課(予算担当)	内線 3514
入札公示・契約書の作成・審査	契約検査課	内線 3547
設計・積算・余裕期間設定の判断	各発注課(担当者)	内線 各課
前払金保証・ゼロ債金融保証の相談	西日本建設業保証佐賀支店	0952-22-0335
CORINS登録の指導・確認	各発注課(担当者)	内線 各課

第9部 記載例・参考書式

9-1 令和8年度12月補正予算書記載例(参考)

令和8年度12月補正予算でゼロ債を設定し、令和9年1～3月に契約締結、令和9年4月着工、同年度内完成を想定したケースです。

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
〇〇道路改良工事	令和9年度	千円 〇〇,〇〇〇

※「期間」欄は、債務を負担する年度(令和9年度)を記載します。限度額は請負予定金額(税込)を上限とします。

9-2 年度関係図

年度	主な事務・内容
令和8年度(n年度)	4～6月:設計着手 / 7～9月:設計および積算の完了 / 12月補正予算:債務負担行為の議決(第4表計上) 令和9年1～3月:入札公示・開札・契約締結 / 契約締結日～3月31日:余裕期間(工事未着手) / 3月当初予算:工事費全額の議決(第1表計上)
令和9年度(n+1年度) 契約履行・支払・着工年度	4月1日:支出負担行為の正式登録 / 4月以降:前払金支払 / 4月1日以降:実工期開始(着工)～完成・検査・引渡し

9-3 議案説明資料(債務負担行為の設定理由)記載例

【債務負担行為の設定理由】

本工事は、令和9年4月1日から間断なく施工が必要であるため、令和8年度中に入札・契約を締結し、余裕期間(契約締結日から令和9年3月31日まで)を設けた上で、令和9年4月1日以降に着工するものである。つきましては、令和9年度歳出予算に係る債務負担行為を令和8年度12月補正予算に設定するものである。

9-4 令和9年度当初予算書記載例(参考)

令和8年度12月補正予算において債務負担行為を設定済みです。本予算は当該債務負担行為に基づく令和9年度の支出予算であり、工事の着工は令和9年4月1日以降となります。工事費の支払いは令和9年度中に行われるため、令和10年度への繰越しは生じません。

款	項	目	事業名	予算額(千円)
土木費	道路橋梁費	道路改良費	〇〇道路改良工事	〇〇, 〇〇〇

付表 ゼロ債 全工程チェックリスト

ゼロ債発注 全工程チェックリスト

フェーズ	チェック項目	担当	確認
設計・計画	設計・積算が前年度に完了する見込みがある	発注課	☐
設計・計画	余裕期間制度の運用方式(発注者指定・任意着手・フレックス)を決定した	発注課	☐
予算計上	財政課と協議し、債務負担行為の計上スケジュールを確認した	発注課・財政課	☐
予算計上	議会議決が完了した(12月補正または3月当初)	財政課	☐
入札公示	工事名に「(ゼロ債)」を付記した	契約検査課	☐
入札公示	予算条件特約・前払金支払時期を公示に明記した	契約検査課	☐
入札公示	余裕期間の期間・方式を公示に明記した(余裕期間適用時)	契約検査課	☐
契約	前払金・保証証書提出は4月1日以降とする特約を規定した	契約検査課	☐
契約	(任意着手・フレックス方式の場合)落札者から始期通知を受領して、工期を確定してから契約書を作成した	契約検査課	☐
契約	CORINS登録条項(実工期で技術者従事期間を登録)を特記仕様書に記載した	契約検査課	☐
4月1日	歳出予算が現年度化され、支出負担行為を登録した	財政課	☐
4月中	受注者から前払金請求書と保証証書を受領した	発注課	☐
着工前	現場代理人等届出書を受領した(実工期の始期前日まで)	発注課	☐
着工前	CORINS受注登録を確認した(契約後10日以内)	発注課	☐
完了後	CORINS竣工登録を確認した(完了後10日以内)	発注課	☐

改訂履歴

版	改訂日	改訂内容
初版	令和8年6月	制定